

特養利用料金(ユニット型個室)

R5.5.1

対象者			要介護度	居住費	食費	介護サービス1割負担	日常生活継続支援加算	看護体制加算		夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算	栄養マネジメント強化加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	合計金額 (円)		
								I	II							1日合計	1か月合計(30日)	
市町村民税世帯非課税	第一段階 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	配偶者が非課税かつ預貯金等が 単身:1000万円以下 夫婦:2000万円以下	①	820	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,120	33,600
			②															
			③															
			④															
			⑤															
	第二段階 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が80万以下	配偶者が非課税かつ預貯金等が 単身:650万円以下 夫婦:1650万円以下	①	820	390	652	46	6	13	27	12	11	62	20	12	2,047	61,410	
			②			720												
			③			793												
			④			862												
			⑤			929												
	第三段階① 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が80~120万以下	配偶者が非課税かつ預貯金等が 単身:550万円以下 夫婦:1550万円以下	①	1,310	650	652	46	6	13	27	12	11	62	20	12	2,821	84,630	
			②			720												
			③			793												
			④			862												
			⑤			929												
	第三段階② 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が120~266万以下	配偶者が非課税かつ預貯金等が 単身:500万円以下 夫婦:1500万円以下	①	1,310	1360	652	46	6	13	27	12	11	62	20	12	3,531	105,930	
			②			720												
			③			793												
			④			862												
			⑤			929												
第四段階 上記以外の方 (266万以上)		①	2,070	1,500	652	46	6	13	27	12	11	62	20	12	4,431	132,930		
		②			720													
		③			793													
		④			862													
		⑤			929													
第四段階(2割負担) 本人の合計所得金額が160万以上かつ 年金収入+その他の合計所得金額が 単身世帯:280万以上 2人以上の世帯:346万以上		①	2,070	1,500	1,304	92	12	26	54	24	22	124	40	24	5,292	158,760		
		②			1,440													
		③			1,586													
		④			1,724													
		⑤			1,858													

【その他加算】

- ・安全対策体制加算 20円/入所時1回加算
- ・個別機能訓練加算(Ⅱ) 20円/月
- ・口腔衛生管理加算(Ⅱ) 110円/月
- ・科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 50円/月

居住費・食費については、第一～三段階の方は基準負担額が決っています。第四段階の方は施設の設定額になります。
 介護職員処遇改善加算については、少数点第1を四捨五入している為、月単位で計算すると若干差異がでます。
 非課税年金とは、国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指します。